

都道府県がん診療連携拠点病院協議会規約（案）

（設置）

第1条 都道府県がん診療連携拠点病院（がん診療連携拠点病院の整備に関する指針により厚生労働大臣が指定するものをいう。以下、同じ。）の機能強化や全てのがん診療連携拠点病院間の連携強化について協議するため、都道府県がん診療連携拠点病院協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）都道府県がん診療連携拠点病院 病院長
- （2）国立がんセンター 総長
- （3）国立がんセンター 中央病院長
- （4）国立がんセンター 東病院長

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

（協議事項）

第3条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- （1）がん診療に係る医療連携に関すること
- （2）がん医療等に係る人材育成に関すること
- （3）がん医療等の情報提供・相談支援等に関すること
- （4）院内がん登録の実施体制に関すること
- （5）臨床研究の推進に関すること
- （6）病理診断、画像診断や治療品質管理等に係る診療支援に関すること
- （7）がん検診の推進に関すること
- （8）その他、議長が必要と認める事項

（議長）

第4条 協議会に議長を置き、国立がんセンターの総長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（議事）

第5条 協議会は、必要に応じて議長が召集する。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときには、その代理者を協議会に出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、国立がんセンターがん対策情報センターがん対策企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

1 この規定は、平成20年5月26日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、本規約施行後における初回協議会のみ、国立がんセンター総長が召集する。